

東日本大震災への対応

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、東日本の広範囲にわたり、かつてない規模の被害がありました。この災害で被災された多くの方々に、謹んでお見舞いを申し上げます。

市内では人的被害9件(重傷4件、軽傷5件)のほか、道路や建物などの損壊、塀倒壊などの被害が多数発生しました。公共施設の中には市役所本庁舎の損壊も含まれ、市民の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。今後も、強い揺れを伴う余震が続くと予想されており、市民の皆さまにおかれましても、今後も引き続き、市や報道機関からの情報を注意深くご覧いただき、落ち着いて行動されるようお願いいたします。

市の窓口業務

地震により市役所本庁舎が損壊を受けたため、市役所の次の窓口業務については当分の間、市役所南別館2階会議室で行っておりますので、ご理解をお願いします。

(各課の配置については、18ページをご覧ください。)

- ・市民課窓口(住民票の写し・印鑑登録証明書の交付、住民異動届・戸籍の届出など)
- ・税務課窓口(税の証明書の交付、軽自動車登録など)

※市民税係・資産税係の業務を除く。
 ・収納課窓口(市税等の納付相談、収納など)
 ・国保年金課窓口(各種医療費助成申請の受付、国民健康保険の資格取得・喪失届の受付など)
 ・会計課窓口(市税等の収納など)

なお、各支所・出張所につきましては、従来どおりの業務になります。

可燃ごみの排出

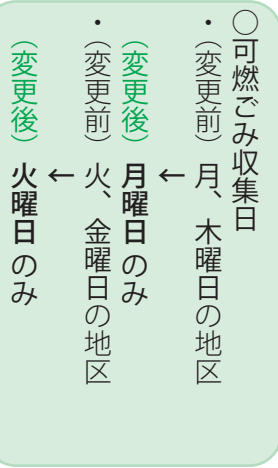
地震により、ごみ焼却施設(広域クリーンセンター大田原)の一部に破損が生じたため、修繕工事が完了するまでの間、可燃ごみの焼却ができないうちとなっております。

このため、緊急措置として、可燃ごみの一時保管場所を設け、一時ストックを行っております。

回収回数の変更 週2回から1回へ

「計画停電の長期化」により、今後

さらにごみ処理業務に影響がでてしまうことが予想されます。このため、こうした状況が改善されるまでの間、可燃ごみの回収回数をこれまでの週2回から週1回の収集とさせていただきますので、ご注意ください。



可燃ごみが対象となりますが、可燃ごみについてもできる限りごみの減量化にご協力ください。皆さまには、大変ご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

分別の徹底 ごみを減らす工夫

各家庭から排出される生活ごみの中には、分別してリサイクルできる雑誌や紙類がたくさん含まれています。これらで以上に『チラシ、雑誌類の分別の徹底にご協力ください。また、シャンプーなどの詰め替え用の使用や、生ごみの十分な水きりなど、『家庭内でできるごみを減らす工夫』についてご協力をお願いします。

問い合わせ

広域クリーンセンター大田原
 TEL (20) 2270

生活環境課生活環境係
 TEL (23) 8706

下水道への排水

計画停電の実施により、自家発電装置を備えていないマンホール内のポンプが停止するため、汚水がマンホールからあふれ出す恐れがあります。下水道課では、計画停電時に自家発電装置やバキューム車を用意して、汚物が路上にあふれ出ないように対応していますが、排水量が多い時間帯では対応が追い付かない場合があります。

このため、計画停電を実施している時間帯においては、下水道への排水は必要最小限にしてください。ようご協力をお願いします。

問い合わせ

下水道課管理係
 TEL (23) 8712

水道水の水中放射性物質濃度

3月30日、紫塚浄水場など市内7カ所の地下水および北那須水道用水の蛇口水を調査しましたが、放射性ヨウ素および放射性セシウムとも検出限界以下(13ベクレル/kg未満)でした。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

水道課管理係
 TEL (23) 8713
<http://www.city.ohkawara.tochigi.jp>

り災証明・被災申出証明

り災証明

今回のような自然災害により家屋が破損した場合、その程度を認定基準に基づき判定し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかの認定結果を市が証明するものです。

被害の程度に応じて各種支援制度などをご利用になる際には、多くの場合、この証明書の提出を求められます。このため、市では証明の発行を行うため、被害認定調査を行っています。

なお、り災証明書の発行には時間がかかりまので、申請を受けて、その場での発行はできません。また、被害状況が基準に満たない場合、証明書が発行できない場合がありますので、ご了承ください。

●申請期限

5月31日(火) 午後5時15分まで
※東北地方太平洋沖地震にかかわるり災証明の場合

被災申出証明

「自然災害により家財などに被害があったことを市に申し出たこと」を証明するものです。

家財道具や電化製品などの保険金の請求が必要となります。



地震により住宅に被害を受けた方へ

被災者生活再建支援制度

地震により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、生活を再建するために、支援金の給付を行う制度があります。

●対象となる被災世帯

- 1 全壊した世帯
- 2 住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

名称	申請できる方	申請に必要なもの	申請先・問い合わせ
り災証明	<ul style="list-style-type: none"> り災された本人 同居の親族 使用者 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明願(窓口備え付け) 被害状況が分かる写真(屋根瓦のずれ、柱・床・天井のゆがみ、外壁・内壁・基礎のひび割れなど) 身分証明書(運転免許証等) 印鑑 	税務課税制係 (南別館2階) TEL (23) 8785
被災申出証明	<ul style="list-style-type: none"> 被災された本人 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	総務課総務防災係 (東別館2階) TEL (23) 1111

※り災証明については、原則として復旧後の証明はできません。

【支援金の支給額】

対象被災世帯	①基礎支援金	②加算支援金		合計
全壊 (1、2、3の場合)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊 (4の場合)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額
(例)「大規模半壊」で「補修」の場合
(基礎)37万5千円+(加算)75万円=(合計)112万5千円

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
- ③ 避難勧告が発令されるなど、災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 大規模半壊世帯

●支援金の支給額

支給額は、次の二つの支援金の合計額となります。

災害見舞金

地震により住宅に被害を受けた方に次のとおり見舞金が支給されます。

被害の程度	見舞金額	申請に必要なもの
全壊 (5割以上の損壊)	50,000円	<ul style="list-style-type: none"> り災証明 被害状況が分かる写真
半壊以上(2割以上、5割未満の損壊)	30,000円	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明書(運転免許証等) 預貯金通帳
一部損壊(2割未満の損壊)	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況が分かる写真 身分証明書(運転免許証等) 預貯金通帳

※写真は、「住宅全体の写真」と「被害を受けた部分の写真」(屋根瓦の割れ、内壁・基礎のひび割れなどの写真)をご用意ください。

- 申請先 総務課総務防災係
- 申請期間 災害発生から13月以内(平成24年4月10日まで)
- 基礎支援金 災害発生から37月以内(平成26年4月10日まで)
- 加算支援金 災害発生から37月以内(平成26年4月10日まで)
- 申請・問い合わせ 総務課総務防災係 TEL (23) 1111
- 受付期限 5月31日(火)
- 申請・問い合わせ 福祉課社会福祉係 TEL (23) 8707